

令和5年第9回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和5年9月27日（水）午後3時～午後4時45分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎職員研修所大研修室
- 3 議 件 「令和5年第9回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和5年第9回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	×
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
4	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長

	氏名・役職

計 3名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和5年第9回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、庄田委員と、下村委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和5年第8回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和5年第8回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請2件については、8月29日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請2件及び農地法第5条許可申請3件については、8月30日付けで知事あてに送付し、9月21日付けで許可書が交付されております。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件については、8月29日付けで証明書を交付しております。</p> <p>非農地証明願1件については、8月29日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、9月1日付けで公告しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、小坂地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、1件で、面積は360㎡です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、二塚地区から1件の申請がありました。</p>

番号1は、駐車場への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

以上、1件で、面積は474㎡です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページ及び4ページです。地図と併せてご覧ください。

今回、浅川地区から1件、湯涌地区から1件、森本地区から3件、二塚地区から1件、合計6件の申請がありました。

番号1は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

番号2は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。

農地の区分は、農用地区域内農地ですが、現在、農振除外の手続き中です。農振除外後は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

番号3は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。

農地の区分は、農用地区域内農地ですが、現在、農振除外

の手続き中です。農振除外後は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

番号4は、所有権の移転を伴う農産物加工工場への転用申請です。

農地の区分は、農用地区域内農地ですが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画で定められている用途に供するものであることから許可相当であると考えます。

なお、工場では、地域で栽培されたバラの花弁から香り成分を抽出し、ローズウォーター、ローズオイル、ローズジンなどを製造する計画です。

番号5は、所有権の移転を伴う防火水槽及びプールへの転用申請です。

農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに防火水槽及びプールとして使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

番号6は、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。

以上、6件で、面積は合計4,669㎡です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、中田委員から調査結果をご報告願います。</p>
中田委員	<p>9月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから7ページです。</p> <p>今回、湯涌地区から6件の申請がありました。</p> <p>番号1から番号6は、いずれも山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、9月19日、中田委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、6件で、面積は合計3,179㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は8ページから23ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が13件で、面積は合計5,589.59㎡、第5条が39件で、面積は合計16,545㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は24ページから29ページです。</p> <p>届出件数は8件で、面積は合計29,599.14㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>

川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は30ページです。 届出件数は1件で、面積は144㎡です。2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくもので、すでに農業用倉庫が設置されている農地に関して届出があったものです。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。 権利移転に関して、安原地区で1件あり、面積は合計5,103㎡です。使用貸借による権利の設定後に権利移転するもので、残存期間は記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。

	<p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 金沢市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 金沢市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にあたり、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。変更の概要につきましては、担当課の農業水産振興課 本田主査から説明していただきます。</p>
本田主査	(説明)
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 金沢市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、異議が</p>

	<p>ない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、9月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>引き続き「活動記録簿の記帳の徹底について」及び「第2回タブレット端末操作研修会」を行います。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
事務局長	<p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
二口副会長	<p>(副会長挨拶)</p>
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会と</p>

	いたします。
--	--------